

新型コロナウイルス感染症に係る セーフティネット保証4号の指定期間

- 令和3年3月1日(月)まで申請可能です。
- 指定期間内に申請した場合、発行された認定書で、3月1日以降でも認定日から30日以内であれば、金融機関又は信用保証協会への申請が可能です。
- 認定書の有効期間は認定日から30日間です。期限切れの場合は指定期間内に再申請してください。

新型コロナウイルス感染症に係る 危機関連保証の指定期間

- 令和3年6月30日(水)まで申請可能です
- 認定書の有効期間は認定の日から30日です。期限切れの場合は指定期間内に再申請してください。
- 危機関連保証の指定期間とは、市区町村からの認定を受けた事業者が、**当該保証に係る融資実行を受けることができる期間**をいいます。
- 当該認定書の有効期間内に、**金融機関又は信用保証協会への危機関連保証の申込みが必要**であり、かつ、**認定書の有効期間にかかわらず、上述の通り指定期間の期間内に融資を実行する必要があります。**

新型コロナウイルス感染症に係る セーフティネット5号全業種指定の指定期間

- 令和3年6月30日(水)まで申請可能です
- 指定期間内に申請した場合、発行された認定書で、6月30日以降でも認定日から30日以内であれば、金融機関又は信用保証協会への申請が可能です。
- 認定書の有効期間は認定日から30日間です。期限切れの場合は指定期間内に再申請してください。